

東日本大震災復興関連事業チェックシート
(平成23年度第3次補正予算)

(法務省)

事業名	災害時における出入国審査体制の強化		担当部局庁	入国管理局	作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度		担当課室	総務課	入国管理調整官 建山 宣行		
会計区分	一般会計		施策名	V-12-(1) 出入国の公正な管理			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	出入国管理及び難民認定法		関係する計画、通知等	東日本大震災からの復興の基本方針 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ③世界に開かれた復興			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	外国人の我が国に対する信頼の基盤となる災害時における迅速な情報提供及び円滑な出入国審査を確保するための施策を実施し、もって外国人が抱く我が国の災害に関する不安を払拭し、我が国の活力となるべき外国人の受入れを促進する。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模災害発生時に、外国人が安全を確保するいわば最終的手段として実施される外国政府による緊急のチャーター便や、海外からの緊急援助隊の到着に対応し、地域を問わず、迅速・円滑に出入国審査等を実施するため、各地方入国管理局に、携帯型審査端末等の審査機器、非常食等の携行品及びそれらを運搬するための車両を配備し、出入国審査を支援するための体制を整備する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 業務委託等 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
23年度予算額 (単位：百万円)	当初	第1次補正	第2次補正	第3次補正	計		
	-	-	-	188	188		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	目標値		活動指標	単位	23年度活動見込
	災害時において迅速・円滑な出入国審査手続の実施を目的とする事業であるため、定量的な成果目標を示すことはできない。		23年度	()			
			活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み				
単位当たりコスト	2,262(円/庁・人)		算出根拠		23年度第3次補正予算額:188,222,000円 / 整備対象庁数:8庁 / 東日本大震災時に地方空港から臨時チャーター便で出国した外国人人数及び各国緊急援助隊・医療チーム受入れ人数:10,400人		
事業所管部局による点検							
項目				内容			
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方の整合性がとられているか。				基本方針で示された、「世界に開かれた復興」を実現するために必要な施策である。			
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。				震災直後、外国人の出国ラッシュがあり、外国政府が、中小規模空港に大型チャーター便を用意して自国民の帰国を支援する事態ともなり、入管の小規模出張所等が大量の出国手続への対応等に苦慮した。また、海外からの救援隊が続々と来たことから、その大量の入国手続についても、入管の小規模出張所等が対応に苦慮した。今般は、他の業務の停止、チャーター便の到着空港の変更、影響が比較的小さかった大規模庁からの応援等でしのぎ、速やかに対処できたため、外国人の安心の最後の拠りどころとして高く評価されたところである。しかし、今般のような大規模出国ラッシュ等に対しては、綱渡りのような対応となっており、破綻を生じないよう、平時から強化された体制を用意しておく必要がある。			
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。				災害発生に伴い、爆発的に業務が増加する所に機動的に体制を強化できるようにすることが最も効果的であり、今般の震災対応で、実体験のあったところである。また、出入国審査業務は、入国管理局固有の事務事業であり、類似のものはない。我が国は、今後も大規模地震等の予測がされているところであり、外国人の不安は現在も継続しているものであるため、効果が期待できる。			
費用対効果や効率性の検証が行われたか。				災害発生時に、迅速・円滑な出入国審査の実施を支援するために必要最低限の機器等の数量とした。			
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。				当該事業は、国が実施すべき事業である。			
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。				被災地周辺の地方空港での緊急のチャーター便に係る発着見込等に基づき計画的に支援活動を行うこととしている。			
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。				事業の迅速な着手・執行は可能である。また、災害対策担当部署等において事業の執行及び進行管理を行うこととする。			

災害時における出入国審査体制の強化



被災した外国人



チャーター便



救援隊



地方空海港

地方空海港

地方入国管理局

出入国手続の
迅速・円滑化

出入国審査体制
強化による支援

入国審査官

地方入国管理局
8官署に各1班設置
(札幌局, 仙台局
東京局, 名古屋局
大阪局, 広島局
高松局, 福岡局)

入国審査官3人1組で被災地等
へ支援

【必要となる機器等】

- 携帯型審査端末等の審査機器
- 電源を確保するためのポータブル自家用発電機
- 機器等の運搬のための車両及び入国審査官の携行品一式

<効果>

災害時において地方空港における出入国審査体制を強化することにより、被災地等から出入国する外国人及び海外からの救援隊等の出入国手続の迅速・円滑化が図られ、後方的な支援が可能となる。